

## **[事案 30-290] 新契約無効請求**

・令和元年 11 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

保険料は全額前払いしたはずであり、追加で保険料が発生するとの説明は受けていないこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 11 月に契約した 2 件の外貨建個人年金保険（豪ドル建、米ドル建）について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 預金の範囲内で一時払いにより契約できる保険について相談していたのであり、追加で保険料が発生するとは聞いていなかったし、気付くこともできなかった。
- (2) 苦情を申し出ている期間中に突然、契約が失効している旨の通知が届いたが、事前に連絡があっても良かったのではないか。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は設計書を用いて適切に説明し、申立人は意向確認書兼適合性確認書で契約内容を確認している以上、申立人が主張するような誤解をしていたとは考えられない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が保険料払込回数について誤解していたとしても、契約の経緯からすれば、本契約を無効とすべきとは認められないが、保険会社において失効に至るまでの保険料払込みに関する督促態勢が整えられていなかったことが疑われること等から、既に本契約が復活していること等も踏まえ、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。